

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	超電導磁気共鳴断層撮 影装置保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	29,700,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
2	医事業務	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 11,661,100円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	北海道立北見病院 医事業務	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 1,738,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分
4	多項目自動血球分析装 置保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月14日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市卸町1丁目6番地2	3,080,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
5	浸透圧分析装置	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月20日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番10 号	1,210,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月21日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
7	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月21日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
8	総合物流管理システム 改修業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月23日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	2,805,000円	本システムの保守業務は導入業者であ り、システム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第3項)	
9	乳房X線撮影装置保守 点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年6月1日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,254,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
10	北海道立北見病院 エアコン用圧縮機	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年6月30日	東テク北海道株式会社 札幌市白石区本通19丁目北1番 86号	1,122,000円	購入業者は当該機器メーカーであり、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため。(日本赤十字社会計規 則第36条第4項)	道立病院分

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	術野カメラシステム修理 業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年8月6日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	2,134,000円	本システムの保守業務は導入業者であり、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
12	第4駐車場地盤凍上 による段差整地	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年9月3日	株式会社 アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番地	1,067,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条)	